

きずな通信

2021.12月 No.200

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合 きずな

《✉takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp》



社会保険加入事業所のみなさまへ

- 賞与にも社会保険料がかかります。保険料の計算がご不明な場合はお気軽にご相談ください。また、賞与が不支給の場合も届出が必要ですので、ご連絡下さい。よろしくお願いいたします。

労働保険事務組合きずな加入のみなさまへ

- 労働保険料第3期分の納入通知書を送付しております。納付期限令和4年1月31日迄期限内の納付をどうぞよろしくお願いいたします。

顧問事先事業所様へ



- 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書の発行をお願い致します。令和3年1月～12月の間に、顧問料及び手続報酬をお支払い頂いている事業所様には、【支払調書】の発行を令和4年1月14日（金）までにご送付いただけますようお願いいたします。発行についてご不明な点がございましたら当事務所又は委託先会計事務所様までお問い合わせ下さい。

- 令和4年1月度より、助成金に係る手続報酬を別紙添付資料の通り改定する事となりました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、日々厳しい状況が続いているところではありますがご理解の程宜しくお願い致します。なお、ご不明な点がございましたら、当事務所迄問合せ下さい。

いつも橋口事務所をご支援いただきありがとうございます。

当事務所では、皆様へのご連絡・ご案内のための通知文書を1999年（平成11年）6月より、ほぼ毎月1回発行してまいりました。それが、この「きずな通信」です。内容を振り返れば、その時々に必要な情報をお伝えすることが第一であり、それ以上のものではないのですが、常に皆様を応援するという気持ちだけはいつも忘れずに作成してきました。「毎回ファイルに閉じて活用しています。」「忘れていたことが書かれてあるので参考になります。」と言ったお言葉を今でも頂戴しており感謝に堪えません。

これからも「ささやかな発信を通じて皆様とのきずなを深めたい、との初心を忘れず、発行を続けていく所存です。ご指導ご鞭撻のほどどうぞよろしくお願いいたします。橋口 剛和

今年も残すところわずかとなりました。今年も皆様のご協力のおかげで業務を進めていくことが出来ました。所長はじめ職員一同心より感謝しております。来年も、より一層お役に立てるよう事務所一丸となって、業務に臨んで参りたいと思います。本当に1年間有難うございました。

橋口剛和社会保険労務士事務所一同

～ きずな通信、祝 200号 ～

きずな通信もようやく200号を発行する事となりました。これからも皆様のお役に立てる情報を発信していきたいと思っております。ご意見などありましたら遠慮なく事務所または、担当迄お伝え下さい。これからもよろしくお願いいたします。



— 年末年始の休暇について —
当事務所の年末年始休暇は
12月29日 ～ 1月4日 になります。